

平成30年7月豪雨で被災された市町国保、後期高齢者医療に加入の皆様へ

# 令和元年7月1日以降も、引き続き、 医療機関等の窓口負担は免除となります。

愛媛県

令和元年6月25日時点

○ 平成30年7月豪雨で被災された方で、**愛媛県内の市町国保、後期高齢者医療にご加入の方は、次の①～⑤のいずれかに該当する場合、医療機関等に免除証明書を提示することにより、令和元年12月31日まで医療機関等の窓口負担が免除**されます。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 対象保険者

### ○国民健康保険

松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市  
内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

### ○愛媛県後期高齢者医療広域連合

- ※ この免除を受けるには、各保険者が発行する免除証明書が必要です。
- ※ 県外の医療機関等を受診された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ 入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

○ この**窓口での取扱い**は**令和元年12月末まで**です。

なお、**①保険証**と**②免除証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、免除を受けることができます。

免除証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

○ 窓口負担の取扱いや免除証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。